

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
(平成26年度～平成30年度)

平成26年3月

神奈川県

目 次

第1 計画の基本的考え方	1
1 経過と改定の趣旨	1
2 実施計画の位置付け	1
(1) 実施計画の性格	1
(2) 計画期間	1
第2 現状	1
1 県内のホームレスの現状	1
(1) ホームレスの数	2
(2) ホームレスの生活実態	2
2 県のホームレス施策の現状	6
第3 ホームレス対策の推進方策	8
1 基本的考え方	8
(1) 基本目標	8
(2) 重視すべき視点	8
2 重点方策	9
(1) 総合的な相談及び支援体制の確保	9
(2) 保健及び医療の確保	9
(3) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施	10
(4) 安定した居住場所の確保	10
(5) 就業機会の確保	11
(6) 自立支援を図る場の確保	12
(7) ホームレスとなることを未然に防止するための対応	12
(8) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力	13
第4 ホームレス対策の推進	14
1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割	14
(1) 県・市町村の役割	14
(2) 民間団体の役割	14
(3) 地域住民の役割	14
2 計画の推進	15
(1) 県庁内の連携	15
(2) 県・市町村の連携	15
(3) 民間団体との連携	15
3 計画に定めた施策の評価	15

注)平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」においては、生活困窮者自立支援法は、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであるため、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することになりました。

具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとされ、ホームレスの自立の支援等に関する実施主体が変更となっています。

第1 計画の基本的考え方

1 経過と改定の趣旨

ホームレスに対する自立の支援に関する取組みについては、平成14年8月に施行され10年間の限時法であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という。)が、平成24年6月に5年間延長され、引き続き、都道府県や市町村の責務として、総合的又は地域の事情に応じた施策の推進を図ることとされています。

また、同法では、都道府県や市町村は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要と認めるときは、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)に即し、計画を策定するものとされています。

このため、県では、平成16年度に5年間の「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する計画」(以下「実施計画」という。)を策定し、平成21年には、この実施計画を改定し、ホームレスの自立の支援等に向けた総合的な施策の推進を図ってきました。

この実施計画の計画期間が平成26年3月をもって満了となることから、平成25年7月に策定された国の基本方針に即し、これまで取り組んできた自立支援施策の実施状況、実態調査結果などを踏まえ、現行の実施計画を改定するものです。

2 実施計画の位置付け

(1) 実施計画の性格

この実施計画は、神奈川県内のホームレスの自立の支援等のため、法第9条第1項に基づき、神奈川県内を対象区域として策定する県の実施計画です。

この実施計画においては、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組みを示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものです。

(2) 計画期間

基本方針を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

第2 現状

1 県内のホームレスの現状

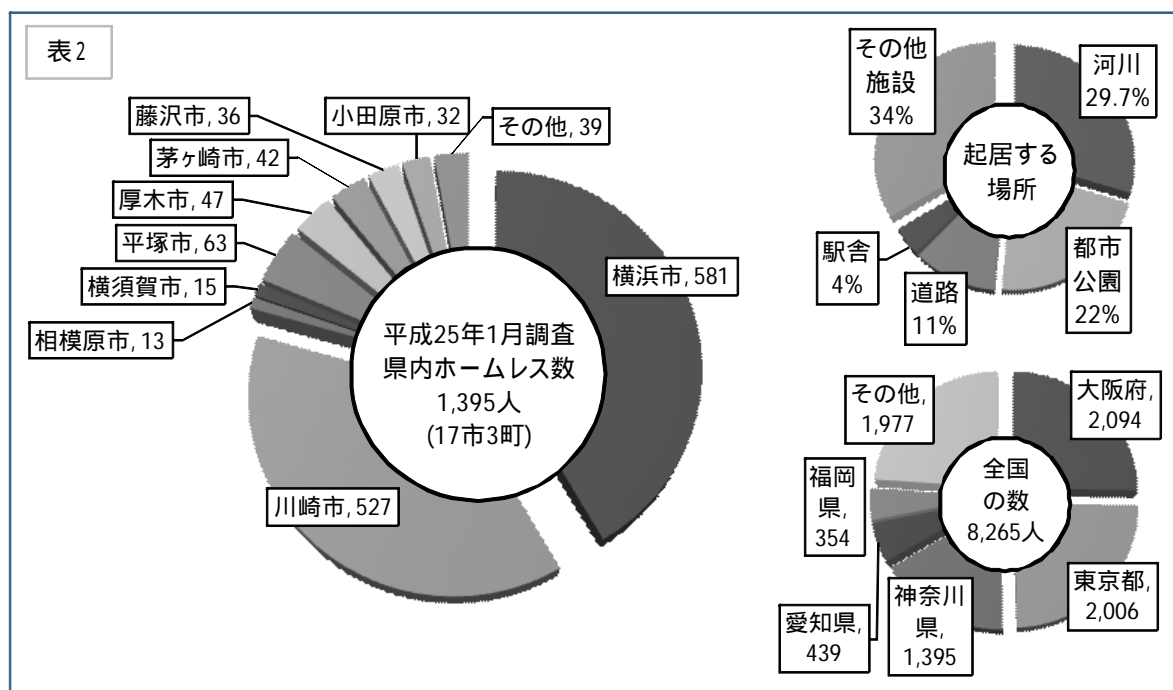
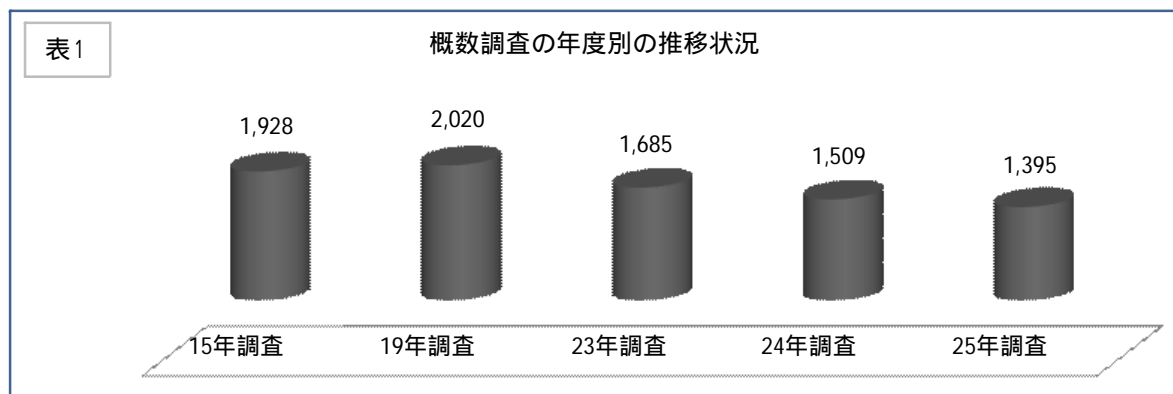
国は、法及び基本方針に基づき、実施される施策の効果を継続的に把握することを目的に、原則、毎年1月に全国すべての市区町村において、「目視によるホームレスの数の調査」(以下「概数調査」という。)と、特にホームレス数が多い特定の市(区)において、概ね5年毎に「個別面接による聞き取りの生活実態調査」(以下「生活実態調査」という。)を実施しています。

(1) ホームレスの数

直近の平成25年の概数調査では、県内33市町村のうち20市町で、ホームレスが確認され、その数は1,395人であり、ピーク時の平成19年調査の2,020人と比べ、625人減少しました。

(表1)

市町村別に見ると、横浜市で581人、次いで川崎市が527人となっており、この両市で県内の79.4%を占めています。起居場所別では、砂防林、公共施設の軒下などの「その他施設」の割合が最も多い状況です。全国との比較では、神奈川県は、大阪府(2,094人)、東京都(2,006人)に次いで3番目に多い数となっています。(表2)



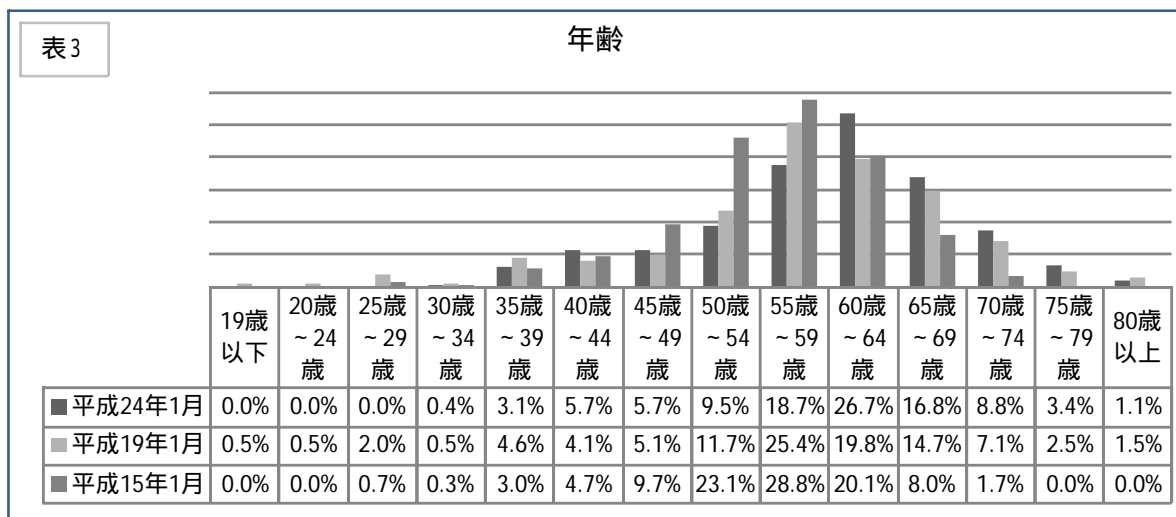
(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年1月、東京都特別区、政令指定都市及び平成19年の調査において50人以上のホームレスが確認された市において、個別面接による生活実態調査が実施されました。

神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、厚木市の5市で、267人を対象に調査を行いました。(過去には、平成15年と平成19年に同様の調査を実施しています。)

ア 年齢

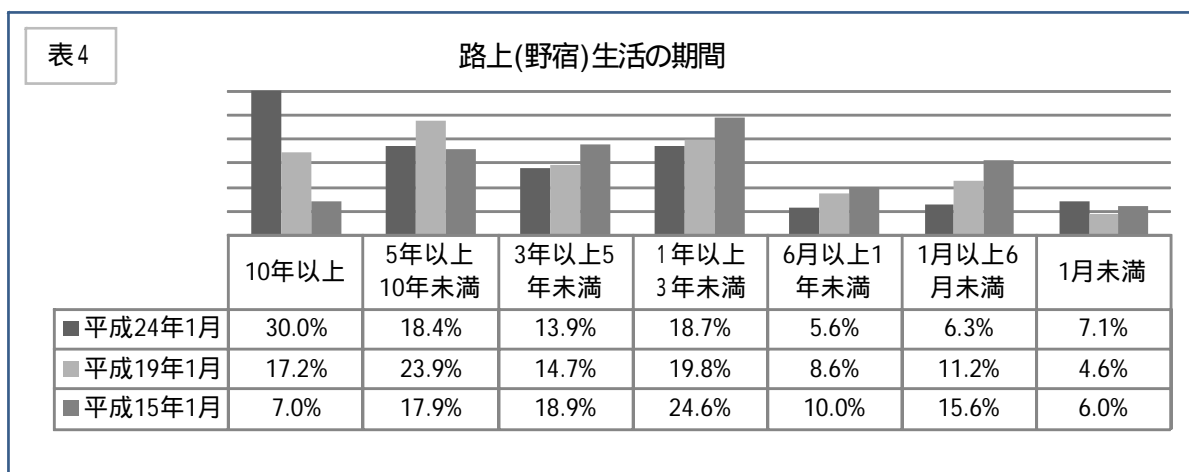
平均年齢は、59.5歳(平成19年調査は、57.5歳、平成15年調査は55.4歳)であり、年齢分布については、50～54歳、55～59歳の割合が減少する一方、60歳以上の割合が増加しており、高齢化の傾向が見られます。(表3)

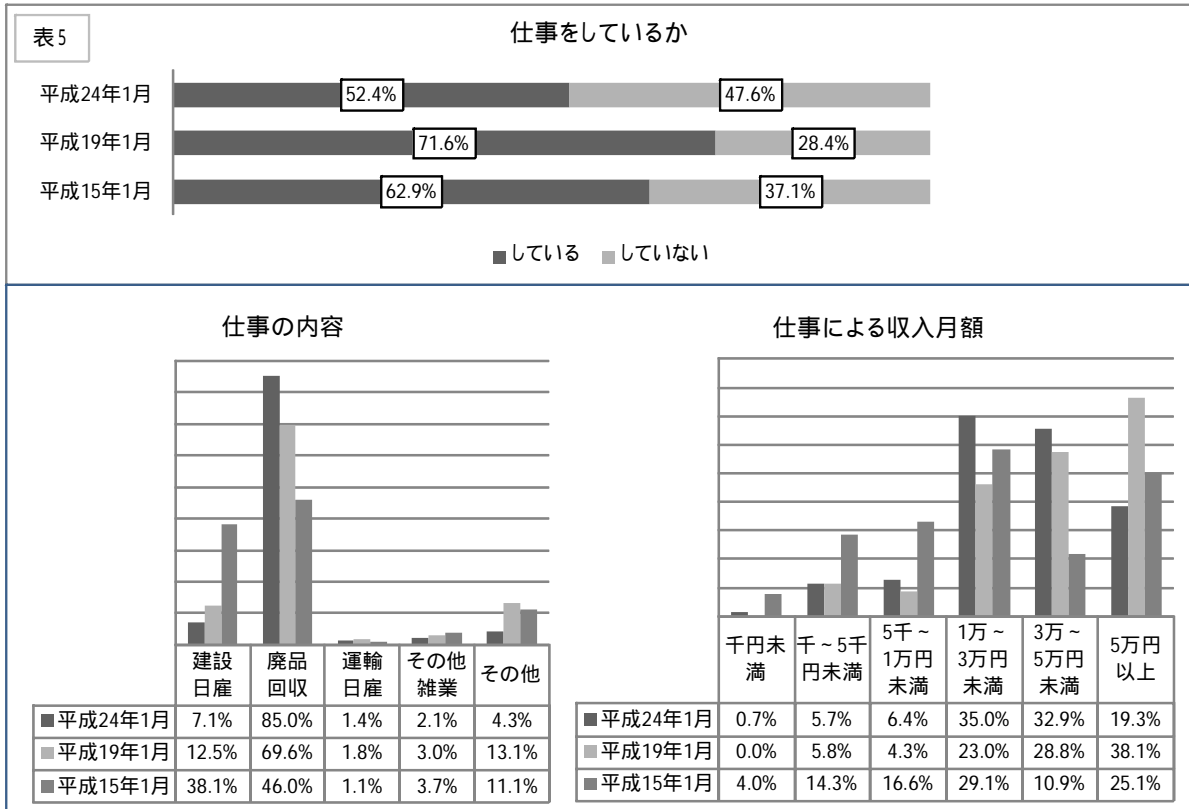


イ 路上(野宿)生活の状況

路上(野宿)生活期間は、10年以上が30.0%(平成19年調査は17.2%、平成15年調査は7.0%)となっており、長期化傾向が見られます。(表4)

さらに、仕事と収入の状況としては、52.4%(平成19年調査は71.6%、平成15年調査は62.9%)の方が収入のある仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が85.0%を占めています。平均的な収入月額は1～3万円未満の割合が35.0%で最も多い状況です。(表5)





ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業としては、「建設、採掘従事者」が50.6%（平成19年調査は55.7%、平成15年調査は58.9%）を占めています。（表6-1）また、その雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が35.0%（平成19年調査は47.9%、平成15年調査は30.2%）と最も多く、次いで、「臨時・パート・アルバイト」が25.6%（平成19年調査は18.0%、平成15年調査は13.6%）「日雇」24.8%（平成19年調査は22.2%、平成15年調査は41.0%）となっていて、「建設業関係の仕事」が減少し、「臨時・パート・アルバイト」が増加している傾向が見られます。（表6-2）

また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が36.3%、「倒産・失業」が26.2%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が24.0%となっており、仕事関連の理由が大勢を占めています。

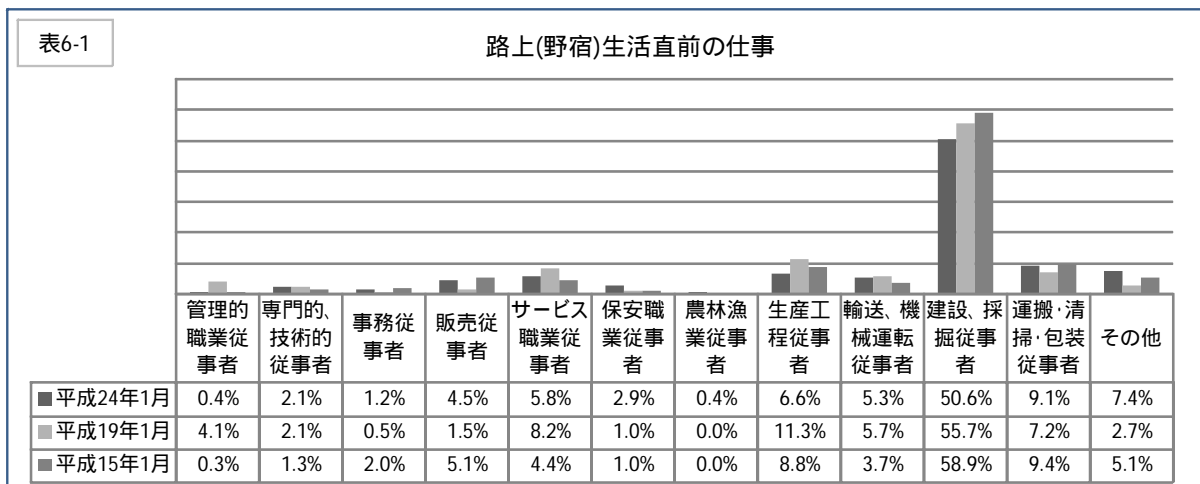
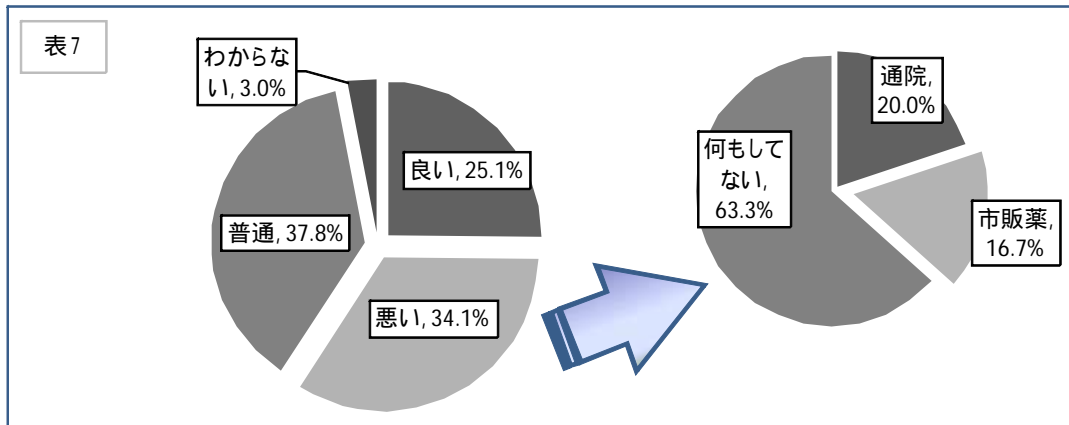


表6-2 野宿(野宿)生活直前に就いていた仕事の従業上の地位

	経営者・会社役員	自営・家族従事者	常勤職員・従業員(正社員)	臨時・パート・アルバイト	日雇	その他
■平成24年1月	1.3%	10.3%	35.0%	25.6%	24.8%	3.0%
■平成19年1月	4.6%	6.2%	47.9%	18.0%	22.2%	1.0%
■平成15年1月	2.7%	4.7%	30.2%	13.6%	41.0%	7.8%

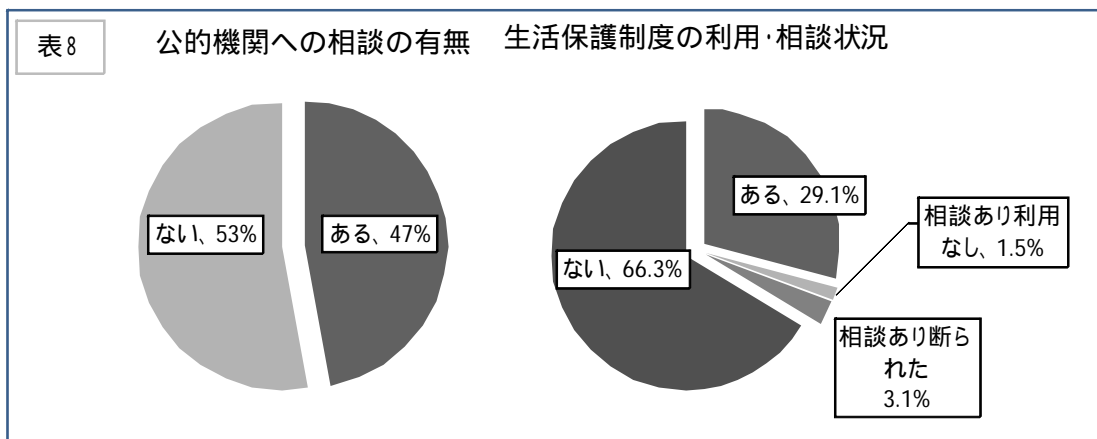
エ 健康状態

身体の不調を訴えている方が34.1%であり、このうち治療等を受けていない方が63.3%となっています。(表7)



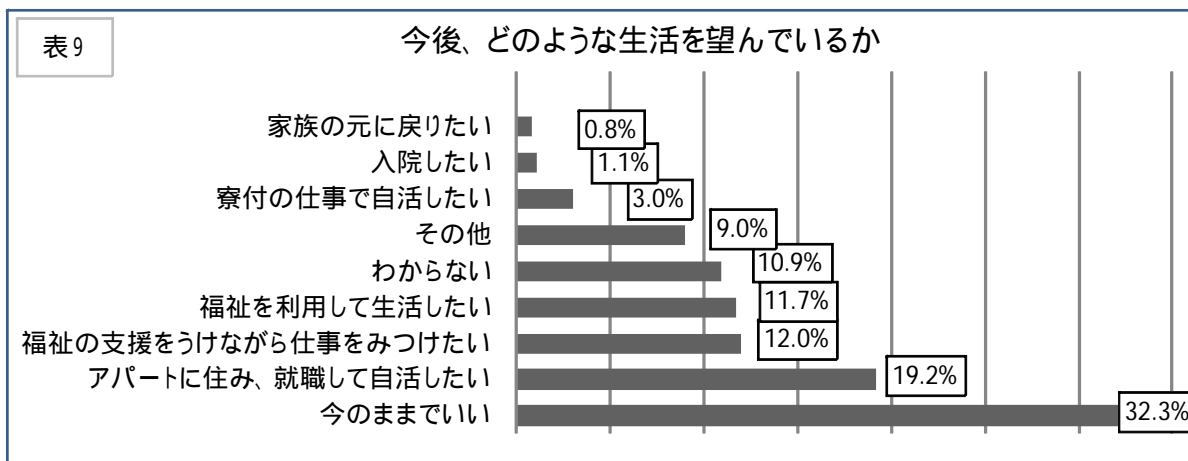
オ 福祉制度の利用状況

これまで福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことがある方は47.0%であり、生活保護を受給したことがある方は29.1%となっています。(表8)



カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「アパートに住み、就職して自活したい」という方が19.2%であるのに対し、「今のままでいい」という方は32.3%となっており、今の暮らしのままでいいという割合が高くなっています。(表9)



2 県のホームレス施策の現状

横浜・川崎市には、県内の約8割のホームレスが集中しており、両市では、独自の取組みを従来から進めています。県においては、政令市と連携を図りながら、政令市以外の県域を中心に、市町村や民間団体と連携しながら、ホームレスの自立支援等の取組みを進めてきました。

県の具体的な取組みとしては、「ホームレス巡回相談事業」、「ホームレス総合相談事業」、「ホームレス等及び貧困困窮者支援事業」、「居宅生活移行支援事業」の4つの事業が中心となっています。

「ホームレス巡回相談事業」では、ホームレス相談員、県及び市町村のホームレス施策担当職員等が直接ホームレスの生活する場所に赴き、相談を実施する事業で、緊急医療や住居の設定などにつなげています。

「ホームレス総合相談事業」では、健康面や生活上の問題のほか、債務整理等の法律的問題など、多岐にわたる問題について、総合的に対応できる相談事業を民間団体に委託して実施し、ホームレスや元ホームレスの方が抱える課題の解決に向けた支援を行っています。

「ホームレス等及び貧困困窮者支援事業」(以下「ホームレス等困窮者支援事業」という。)では、湘南地区と県央地区の2箇所、緊急一時的な宿泊場所(シェルター)の確保と生活支援のための相談を一体的に行う支援事業を民間団体に委託し実施しています。

「居宅生活移行支援事業」では、無料低額宿泊所()において、福祉事務所やハローワーク、民間団体と連携しながら、県相談員による就労(居宅移行)支援を行っています。

こうした取組みを通して、市町村での取組みが拡大するとともに、民間団体との連携・協働も進み、事業の実効性が図られています。

社会福祉法第2条第3項に規定されている第2種社会福祉事業の第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設をいう。

県内のホームレスの数は減少しつつあるとはいえ、なお多数のホームレス（1,395名）が確認されているとともに、高齢化や路上（野宿）生活の長期化などの傾向が一層顕著となっているのが認められます。

また、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレス、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な居住環境にある層の存在も確認されています。

一方、県や市町村による取組みのほか、民間団体による支援が大きな役割を担い、県・市町村と民間団体との協働の取組みも進んできています。

そこで、こうした実態やこれまで取り組んできた自立支援施策の実施状況などを踏まえ、引き続き、ホームレス施策を進めていく必要があります。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的考え方

(1) 基本目標

この実施計画は、就業機会や住居の確保、保健・医療など、様々な自立支援の取組みを通して、ホームレス一人ひとりが路上（野宿）生活から脱却し、安定した生活を営めるよう、その自立を支援していくことを目標（ ）とします。

ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレスとなることを余儀なくされている方たちに対する自立支援の取組みを通し、結果的にホームレス数の減少につなげていきます。目標を実現していくうえで、現在、路上（野宿）生活をしている人だけでなく、元ホームレスやホームレスになるおそれのある方の支援も考慮に入れます。

(2) 重視すべき視点

基本目標を達成して行くうえで、次の3つの視点からホームレスの自立支援に向けた取組みを進めていきます。

ア 路上（野宿）生活期間の長期化と高齢化に対応した、一人ひとりの実情やニーズに応じた支援

路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる方に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会生活に復帰させるよう努める必要があります。

高齢や疾病の方に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の支援が必要です。

ホームレスの置かれている状態もそれぞれ異なることから、必要な支援をよく把握したうえで、就労、住居、保健・医療など、一人ひとりの実情に応じた支援を行う必要があります。

イ 再び路上（野宿）生活に戻ってしまう「再路上化」の防止、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある方たちへの対応

再路上化を防止するため、自立支援センターや無料低額宿泊所の施設の入所中の方に対する就労や生活指導などの一体的な支援が必要です。また、退所直後の方等に対する、アフターケアに十分配慮する必要があります。

ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊りする等の安定した住居の確保に支障を生じ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方に対しては、路上（野宿）生活にならないよう、就業機会の確保や安心して過ごせる居場所（シェルター）の確保などによる未然防止が必要です。

ウ ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス問題を社会全体の問題としてとらえ、ホームレスへの偏見や差別意識を解消し、ホームレスが地域住民の一員として理解されるよう、人権意識の高揚に努めるとともに、地域の理解と協力を得ることが大切です。

2 重点方策

(1) 総合的な相談及び支援体制の確保

ホームレスが路上（野宿）生活からの脱却を図るために、一人ひとりの実情やニーズに応じた総合的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる方や高齢の方に十分配慮した支援を行います。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、継続的な巡回相談を市町村と連携して実施するとともに、専門的かつ、継続的、包括的な支援を行っている民間団体に委託し、多様なニーズに対応できる相談事業を実施します。

(主な取り組み)

市町村と連携した巡回相談事業の実施

ホームレスが多い地域においては、身近な自治体である市町村が巡回相談を実施するよう働きかけるとともに、県はホームレスが比較的少ない地域において実施し、ホームレスが確認された全域で巡回相談事業を実施できるよう努めます。

市町村が実施する相談事業への支援

ホームレスが比較的多い市町村については、国の補助事業の活用などにより、巡回相談事業の取り組みを推進できるよう支援します。

総合相談事業の実施

健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに総合的に対応できる相談事業を実施し、ホームレスや元ホームレスなどが抱える課題解決に向けた支援を行います。

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

(主な取り組み)

健康相談、保健指導等の実施

保健所や市町村保健センターにおける健康相談、保健指導により、治療の必要があるホームレスについては、適切な医療が受けられるよう福祉事務所等と連携して医療機関への受診につなげます。

傷病時の相談窓口の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我の場合に速やかに医療機関で受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

(3) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の路上(野宿)生活のため、健康状態が悪化している場合があり、病気等により急迫した状態にある人に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。

高齢化により一般就労が困難などの理由で、生活保護を必要とする人に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、無料低額宿泊所を活用した支援を行います。

(主な取組み)

緊急に行うべき支援の実施

巡回相談を通じて緊急的な支援を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して医療機関への入院など適切な対応を講じます。

生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して保護を適用していきます。

無料低額診療事業の活用

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業(社会福祉法第2条第3項第9号)を活用します。

無料低額宿泊所の活用

福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援事業を実施します。

また、無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、より良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。

(4) 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立の前提として住居の確保は重要であるため、住居への入居の支援に努めるとともに、福祉事務所等との連携を図り、民間賃貸住宅情報の活用などにより、安定した居住場所の確保に取り組みます。

(主な取組み)

民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発

民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、ホームレスの入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

民間賃貸住宅情報の活用

あんしん賃貸支援事業()等による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。

あんしん賃貸支援事業とは、高齢世帯等の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業で、登録情報は、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会、市町村の窓口、インターネット検索で見ることができます。

県営住宅への入居支援

県営住宅の活用などについて検討します。

(5) 就業機会の確保

国や民間団体との連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所に入居している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

(主な取組み)

国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、国の日雇労働者等技能講習事業()などの事業と連携して雇用の促進を図ります。

日雇労働者等技能講習事業

日雇労働者、自立支援センター等に入所しているホームレス及び住居喪失不安定就労者に対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施する国の事業です。

事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会()との連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

神奈川県ホームレス就業支援協議会

平成17年度に設置された県・横浜市・川崎市、その他業界団体等から構成される団体。国から委託を受け、ホームレスの就業による自立を支援するため、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナーなどを内容とするホームレス等就業支援事業を実施しています。

民間団体や社会福祉法人との連携による就労支援

民間団体や社会福祉法人と連携しながら、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供に努めます。

無料低額宿泊所の活用(再掲)

福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援事業を実施します。

また、無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、より良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。

(6) 自立支援を図る場の確保

ホームレスの自立支援を図る場として、現在、横浜市・川崎市の両政令市に自立支援センター()が設置されています。

また、自立支援センターの設置がない市町村については、民間団体の施設など既存の社会資源を活用し、女性のホームレスにも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援を一体的に行うシェルターを設置し、自立支援を図る場の確保に努めます。

自立支援センター

入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を高めるとともに、国の各種雇用施策の活用や公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・斡旋等を行い、就労による自立を支援する施設です。県内では、横浜市(1箇所)、川崎市(2箇所)に設置されています。

(主な取組み)

市町村の自立支援センター設置の支援

市町村(政令市・中核市を除く)が、ホームレスの実態に応じた配置・規模等を考慮し、単独又は共同で自立支援センターを整備する場合には、センターのあり方やその整備方法などの検討にあたり、積極的に協力・支援するとともに、整備に対し、国の制度を踏まえた財政的な支援を行います。

ホームレス等困窮者支援事業の実施

ホームレス等の困窮者に対して、相談窓口を設置するとともに、安心して過ごせる居場所(シェルター)を確保し、社会生活習慣を身につけるための生活指導や、就労意欲を向上させるための自立支援相談を実施し、地域社会への復帰の支援と再路上化の防止に努めます。

(7) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、就労支援や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

(主な取組み)

就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住宅支援給付、総合支援資金貸付、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、県が実施している就職相談、労働相談、生活相談などの窓口について相互の業務内容について情報を共有します。

民間団体や社会福祉法人との連携による就労支援(再掲)

民間団体や社会福祉法人と連携しながら、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供に努めます。

ホームレス等困窮者支援事業の実施(再掲)

ホームレス等の困窮者に対して、相談窓口を設置するとともに、安心して過ごせる居場所(シェルター)を確保し、社会生活習慣を身につけるための生活指導や、就労意欲を向上させるための自立支援相談を実施し、地域社会への復帰の支援と再路上化の防止に努めます。

(8) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

法施行後もホームレスへの偏見や差別意識から暴力事件等が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ります。

(主な取組み)

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、地域の実情や学習者のニーズに応じて、地域での学習機会の呼びかけ等、ホームレスに対する人権尊重の意識の高揚に努めます。

第4 ホームレス対策の推進

1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

県、市町村、民間団体（ ）が、それぞれの役割から求められる取組みを進めます。

特に、ホームレス問題は、就労、住居、保健・医療など、多方面にわたる課題であるため、県・市町村をはじめ関係機関相互の連携を強化するとともに、民間団体との連携や協働を図りながら取組みを進めます。

また、誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくりの実現のために、地域に暮らす一人ひとりの主体的な取組みを進めます。

民間団体 支援団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、
民生委員・児童委員など

(1) 県・市町村の役割

(県の役割)

県は、国の基本方針に即して、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、実施計画の策定や市町村間の調整への支援、各種施策に関する情報提供などを行うとともに、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。

(市町村の役割)

市町村は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定するとともに、その地域の実情を踏まえながら、ホームレスの自立支援に向けた効果的な施策を実施していく役割を担うことが期待されます。

ホームレスが、一人も確認されていない市町村もあるなど、市町村によって差があり、その状況も異なることから、その実情に応じた対策が求められます。

県内のホームレスが集中する横浜市・川崎市の両政令市では、それぞれ自立支援センターを設置するなど、独自の取組みを進めています。政令市における取組みと、それ以外の市町村の取組みとの連携を図っていくことが必要です。

(2) 民間団体の役割

民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。

また、民間団体は、行政では把握が困難な事項についても情報等を持っていることから、相互の情報交換などを通し、県や市町村が行うホームレスの支援と連携した取組みを行うことが期待されます。

(3) 地域住民の役割

地域住民は、共に地域に暮らす一員として、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、例えば、見守り、緊急時の連絡等により県、市町村等が行う自立支援に協力することなどの役割が期待されます。

2 計画の推進

この計画に記載された取組みについては、県庁内の連携はもとより、県・市町村、民間団体との連携を図りながら、計画的・効果的に推進します。

(1) 県庁内の連携

保健福祉局、県民局、教育局、産業労働局などの庁内関係局による横断的な施策の調整や計画の推進に取り組めます。

(2) 県・市町村の連携

県と市町村は、取組みに関する必要な情報の共有を図るとともに、連携して施策の実施に取り組めます。

(3) 民間団体との連携

自立支援施策の実施に当たっては、ホームレスの生活実態を把握し、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

ア 民間団体と県・市町村の情報交換の場の開催

ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、今後の施策の推進に資するため、ホームレスの生活実態を良く把握している民間団体との情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携した取組みを進めます。

イ 無料低額宿泊所との連携

無料低額宿泊所に対しては、運営状況等の把握に基づく適切な運営の指導を行うとともに、自立に向けて熱心に取り組んでいる施設との連携を図ります。

ウ ホームレスの自立支援事業の委託

ホームレスに対する各種の自立支援施策の実施に当たっては、民間団体に、その全部又は一部の委託を行うなど、積極的な連携を図ります。

3 計画に定めた施策の評価

実施計画の計画満了前に、ホームレスの実態調査を行うなど、状況を客観的に把握するとともに、関係者等の意見を聴取し、それらを参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。また、評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。